

第215回宮城県個人情報保護審査会会議録(公開で審議を行った部分)

1 日 時 平成28年11月30日(水) 午前9時30分から正午まで

2 場 所 行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 桑村委員, 中原委員, 佐々木委員, 米谷委員, 細川委員

議事 ③ 個人情報保護条例の改正について【公開】

佐々木会長 それでは、個人情報保護条例の改正について、改正方針について、事務局から報告お願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

佐々木会長 ありがとうございます。まず、確認ですが、当審査会がいつまでに何をしなければならぬかというところの確認ですが。

事務局 スケジュールとしては、2月議会に上程する予定で進めておりましたので、条例改正案の最終的な確定は12月下旬頃と考えておりました。

佐々木会長 当審査会はどういうことをしなければならぬか。

事務局 次回の審査会におきまして、条例改正案、新旧対照表などを含めて御提示できればと考えております。2月議会に上程するにはそこが最終リミットと考えておりました。12月の審査会までには、各都道府県の改正動向調査の結果と、現在実施機関に照会している要配慮個人情報を全て収集制限情報とした場合の作業のボリュームがどれ位かという結果をお示しできるかと思えます。それを踏まえて、2月議会は無理だということになれば、6月議会にということも考えております。

佐々木会長 なるほど。ちなみに、他の都道府県のスケジュールはどうなっていますか。

事務局 2月議会という都道府県と来年度以降という都道府県と半々位というところですが。ただ、条例改正の根拠と言いますか、参照すべき行政機関個人情報保護法は平成29年春の施行となっているのですが、その下の施行令や施行規則が公布されておりません。そこが見えないと条例改正も動き出しにくいという判断もあり、2月議会は見送りという都道府県もございます。

佐々木会長 審査会としては、意見を述べるということですね。

事務局 条例改正案についての御意見を頂戴するということになります。

佐々木会長 条例改正案というのが提出されて、それについて検討を加えて意見を述べるという話になりますね。

事務局 はい。

佐々木会長 次回案が提出されて、すぐ回答ということが果たして出来るかという、なかなか難しいのかもしれないですね。

事務局 2月議会に上程するとなれば12月審査会が最終という形になりますので、審査会の前に資料を送付させていただきたいと思えます。

佐々木会長 わかりました。我々としては今の認識で、次回結論を出せたらそれでいいでしょうし、出せないとすれば出せないことを頭に入れながらですかね。

事務局 その時は1月に継続審議をお願いすることになります。特に御意見を頂戴したいと考えておりましたのは、2番目の要配慮個人情報の改正の方向性でございます。先程都道府県の大勢としてはイに行きつつあると申し上げたんですが。確かにロやハは厳しいのかなと。

佐々木会長 いかがでしょうか。一通り御説明いただいて、御質問とか御意見などございますか。

中原委員 条例7条4項は本人の同意があっても収集できないというのが原則ですよ。現行条例では。

事務局 そうですね。センシティブ情報ですから。

中原委員 かなり厳しい制限がかかっていると。

事務局 7条3項が個人情報を収集するときは本人から直接収集しなければならない。4項でセンシティブ情報は収集してはいけない。3項と4項の関係がちょっと。

中原委員 3項は本人から直接収集するか本人の同意があれば直接でなくても収集してよいと。これは一般的にはそうで、4項はセンシティブ情報については原則収集禁止ということなので、本人の同意があっても収集できないのが原則。

私の質問の趣旨は、7条4項を改正して国の法律の要配慮個人情報の定義に合わせた場合に、健康診断の結果ですとか身体障害ですとかこういったものが対象に含まれた結果として、例えば実施機関が医療機関である場合に支障が生じるのではないかということなんです。それで、現行条例だと本人の同意があっても審査会の意見を聴いてOKが出ないと収集できなくなって困るのではないかという点ですかね、問題としては。

事務局 はい。

中原委員 現行条例で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報とありますが、現行条例の規定は国の要配慮個人情報のような明確な規定ではなくて、性質に着目したものになっていますけれども、一般には健康診断の結果とかはここには含まれないと。

事務局 はい。ここで読むのは難しいと思います。犯罪歴は解釈・運用基準に書かれていますが、全てを差別のおそれと読むのは厳しいかと思います。

中原委員 はい。だから、国の要配慮個人情報にも色々なレベルのものがあると思いますので、現行7条4項は対象を限定した上で厳しい規制をかけていますので、これを国の広い定義に合わせると無理が出てくるかなと思ったんですけども。

事務局 そうですね。一部の都道府県では健康診断の結果は外そうとか、要配慮個人情報11項目全部を収集制限にするのではなく、10とか9とかにしようかと検討している都道府県もあるようですけれども、ただ、方向としてはイが大勢だという状況です。

中原委員 私はハも筋は通っていると思ひまして、もともと国の規制より厳しい規制をかけているわけですから、対象を限定した上で。でも国でも要配慮個人情報という類型ができたので、両方分けて規定するというのも考えられるとは思ひますけれども。

事務局 はい。法律の11項目と現行条例で重複しているのが、法律で言いますと、信条と犯罪歴、この2つについては現行条例で収集制限していると考えます。ですから、11項目から2つ引いた9項目を要配慮個人情報として規定するというのがハなんですけれども。

審査会の意見を聴くに当たっても、個別に聴かなければいけない事務もあるでしょうし、あるいは類型化してまとめて聴く形もあると思います。人種や社会的身分を収集している事務は多分ないとは思ひますが、政令で規定された障害や健診結果、保健指導などは、保健福祉部などで該当してくると思ひます。それが全て法令に基づいて収集していれば特に問題はないのですが、そうでない場合は審査会の意見を聴かなければいけないという話になってしまいます。

佐々木会長 その他に御意見や御質問ございますか。では一旦、ここで報告にとどめて、次回までに何かあれば事前にアナウンスいただくとか検討いただいて、次回この点について審議させていただくと。次回は多少これに費やす時間もとれると思ひますので。

事務局 今回の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法ですが、両方公布はされていますが、施行日は決まっておられません。来年春には施行したいと国は言っておりますが、定かではない状況がありまして、政令も出ておりません。我々条例改正する立場からすると、情報が少ない状況でございます。このような状況の中で、他県も条例改正をいつするかという判断時期も段々迫ってきております。本県も今のところ2月議会に上程しようとは思ひますが、場合によっては、最小限の部分だけ2月議会に上程するか、それとも整理した上で全部を6月議会に上程するか、我々としてもその判断をしなければならない時期になっております。必ず条例改正を2月議会で行うということではないということ、流動的なところもあるということも含めて、次回御説明させていただきたいと思ひます。

佐々木会長 はい。審査会もそういう認識で、次回までに出さなければいけないということではなく、役割としてきちんと理解した上で意見を出すということにします。

では、審議を終了します。